

議案第164号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和62年川崎市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号中「共同住宅」の次に「若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」を加え、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 宅配ボックスを設ける部分の床面積（当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1を超える場合においては、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の100分の1）

別表第2の1新百合ヶ丘駅周辺地区整備計画区域の表中心商業業務地区の区域の部建築物の容積率の最高限度の項第1号中「の部分」の次に「又は老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分」を加える。

別表第2の2山口台地区整備計画区域の表併用住宅地区の区域の部建築物の

容積率の最高限度の項第1号中「の部分」の次に「又は老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分」を加え、同表集合住宅地区Bの区域の部建築物の容積率の最高限度の項第1号中「又は共同住宅」の次に「若しくは老人ホーム等」を加える。

別表第2の7黒川地区整備計画区域の表低層住宅地区Cの区域の部建築物の容積率の最高限度の項第1号及び同表中層住宅地区Aの区域の部建築物の容積率の最高限度の項第1号中「又は共同住宅」の次に「若しくは老人ホーム等」を加える。

別表第2の17白鳥4丁目地区整備計画区域の表複合住宅地区の区域の部建築物の容積率の最高限度の項第1号中「又は共同住宅」の次に「若しくは老人ホーム等」を加える。

別表第2の19川崎駅西口堀川町地区整備計画区域の表A地区の区域の部建築物の容積率の最高限度の項第1号中「の部分」の次に「又は老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分」を加える。

別表第2の22久地地区整備計画区域の表C地区の区域の部建築物の容積率の最高限度の項第1号及び同表D地区の区域の部建築物の容積率の最高限度の項第1号中「の部分」の次に「又は老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分」を加える。

別表第2の33登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区整備計画区域の表登戸駅前地区Bの区域の項の次に次のように加える。

登戸駅前地区C 1	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅（1階に店舗、事務所その他これらに類する用途に供する部分を有するものを除く。） (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿（1階に店舗、事務所その他これらに類する用途に供する部分を有するものを除く。） (3) マージャン屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。） (4) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (5) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの
-------------------	-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

の 区 域		
登 戸 駅 前 地 区 C 2 の 区 域	建築物の用途の 制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅（1階に店舗、事務所その他これらに類する用途に供する部分を有するものを除く。）でその敷地が都市計画道路3・5・8号登戸野川線に接するもの (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿（1階に店舗、事務所その他これらに類する用途に供する部分を有するものを除く。）でその敷地が都市計画道路3・5・8号登戸野川線に接するもの (3) マージャン屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。） (4) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (5) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの

別表第2の37寺尾台1丁目地区整備計画区域の表建築物の容積率の最高限度の項第1号中「、長屋又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この号において「老人ホーム等」という。）を」を「又は長屋を」に改め、「又は共同住宅」の次に「若しくは老人ホーム等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画の区域内における建築物に係る制限に関し必要な事項を定め、並びに建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。